

特定非営利活動法人

コリアンネットあいち

定款

特定非営利活動法人 コリアンネットあいち 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コリアンネットあいちと称する。以下「本会」という。

2 本会は英語標記をKorean Net Aichi とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、愛知県下在住のコリアンを始めとする一般県民を対象に、主に生活自立支援活動を行い、ひとりひとりの尊厳を守り、人間相互の多様性を尊重する差別のない真の共生社会を構築していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目の内、愛知県下在住コリアン及び他の県民に対して、次の活動に積極的に貢献する。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 子どもの健全育成を図る活動
- ③ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ④ まちづくりの推進を図る活動
- ⑤ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑥ 社会教育の推進を図る活動
- ⑦ 国際協力の活動
- ⑧ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 介護保険法に基づく居宅サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業および介護保険外での高齢者への生活自立支援事業
 - a 地域密着型通所介護事業
 - b 介護予防・日常生活支援総合事業
- ② 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス事業及び障害者への自立活動サポート事業
- ③ 人間相互の多様性を尊重し、真の共生社会を実現するための事業
 - a 在日コリアン児童への保健教育支援および民族文化継承事業
 - b 在日コリアンの歴史や文化を伝えるための各種事業
 - c 在日コリアンを対象とする生活相談事業及び人権尊重、権利擁護のための各種啓発事業
 - d 人間相互の多様性を尊重するまちづくり事業
 - e 無年金状態や生活困窮状態にある在日コリアンへの就労支援事業

④ 上記①から③までの事業をサポートするための人材育成およびネットワーク事業

第3章 会員

(種別及び資格)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 本会に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

3 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

4 理事長は、前2項による入会申込がなされた場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

5 理事長は、前項の規定にかかわらず入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、本会に納入した会費の返還を求めることはできない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡又は会員である団体の解散、及び次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を原則として1ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費等の抛出金品については返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員をおく。

(1) 理事 3名以上 15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名以上4名以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において、監事は総会において、正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

5 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その職務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の職務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために、必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が役員としてふさわしくない行為があると認められるとき又は心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたときは、その任期中であっても、総会の議決により解任することができる。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問及び参与)

第20条 本会に、法上の役員以外に顧問及び参与若干名をおくことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べる
ことができる。

第5章 会議

(種類及び開催)

第21条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会で必要と認められたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき

4 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の2分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事が招集の請求をしたとき

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第23条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、請求があつた日から10日以内に理事長が招集する。

2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

第24条 総会には、次の事項を付議する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 監事の選任又は解任

(4) 定款の変更

(5) 本会の解散又は合併

(6) 前各号のほか、理事会より付議された事項

(7) その他の運営に関する重要事項

2 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。

- (1) 総会で決議した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 事業計画及び収支予算の変更
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第25条 総会及び理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 会議は、総会にあつては、正会員総数の3分の1以上、理事会にあつては、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために議事に出席できない正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は総会については他の出席者に書面をもって委任することができる。
- 3 前項の場合における前2条及び次条第1項の規定については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数または理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者数付記）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第6章 運営組織

(委員会及び部会等)

第30条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第31条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

4 職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第33条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第34条 本会の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

(会計の原則)

第35条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第36条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに理事会が策定し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告書及び活動計算書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、年度末財産目録とともに監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動法人に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議に基づいて本会を解散する場合には、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）するときの残余財産は、法第11条第3項に規定するもののうち、解散時の総会において正会員総数の4分の3以上で決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第45条 本会に必要な諸手続きにおいて、法に定める公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

附則

1. この定款は、法人成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から2004年度の最初の通常総会までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、法人成立の日から2003年12月31日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	年会費	3,000円
(2) 準会員	年会費	1,000円
(3) 賛助会員（個人）	年会費	1口 3,000円以上

(4) 賛助会員(団体) 年会費 1口 3,000円以上

附則

この定款は、2004年3月27日から施行する。

附則

この定款は、2004年11月20日から施行する。

附則

この定款は、2005年5月19日から施行する。

附則

この定款は、2009年8月13日から施行する。

附則

この定款は、2015年3月7日から施行し、2015年1月1日から適用する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日の2016年4月26日から施行する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日の2018年10月17日から施行する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日の 年 月 日から施行する。